

＜戸籍関係届書ご記入の際の注意点＞

1. 黒のペンまたはボールペンでご記入下さい。
2. 届出日は窓口でのお届け日（もしくは郵送する日）となります。
3. 届出日の下に 在ベルギー日本国（大使）とご記入下さい。
4. 「住所」はベルギーのご自宅の住所を下記のように日本語でご記入下さい。
「ベルギー王国..... 州..... 市..... 通り..... 番地」
ブリュッセル市内にお住まいの方は、ブラッセルではなく、「ブリュッセル市」として下さい。コミューンは「区」となります。
（例）ベルギー王国ブリュッセル市ウォルウェーサンピエール区.... 通り.... 番地
ブリュッセル市以外にお住まいの方は州名も必要となります。
リエージュ市にお住まいの方は、
（例）ベルギー王国リエージュ州リエージュ市..... 通り..... 番地 となります。
いずれの市町村も 4 桁の郵便番号のご記入は必要ありません。
5. 押印または拇印は任意となります。
（押印または拇印をご希望の方で朱肉をお持ちでない場合は、赤いスタンプ台を使用されても結構です。）

戸籍関係は原則的に発生日から 3 ヶ月以内に、本籍地役場または在外公館に届け出る義務があります。

万一、3 ヶ月を過ぎて届け出る場合は、「遅延理由書」（書式自由）を添えて頂きます。但し、国籍留保などが伴う出生届については、3 ヶ月を過ぎますと日本国籍を失い、受理することが出来ませんので充分ご注意下さい。

なお、郵送による届出の場合、当館に郵便が到着した日が受付（受領）日となります。

このため、3 ヶ月の期限が迫っている方は、不達等で間に合わなくなる恐れがありますので、直接窓口にご来館願います。

※婚姻届及び出生届以外の戸籍関係の届出も郵送は可能ですが、家族構成又は当該事案の発生状況により記載事項が複雑となりますので、必ず事前に当館領事部までご連絡願います。

婚姻届（下記の番号（１）から（８）は届書の左横の番号に対応しています）

- （１）「氏名」戸籍どおりにご記入下さい。

国際結婚の場合、外国人配偶者の氏名は出生証明書に記載されているとおりの
お名前を姓、名の順に**カタカナ表記**でご記入下さい。（省略不可）

尚、お名前が複数ある場合、・（なか点）は使えませんのでご注意下さい。

外国人配偶者の父母の氏名も同様です。

（例）Jean-Pierre Christian ジャンピエールクリスチャン

「生年月日」日本人配偶者は日本の年号（昭和・平成）、外国人配偶者は西暦で
ご記入下さい。

- （２）「住所」（別紙注意点４．参照）

- （３）「本籍」ハイフンは使えません。外国人配偶者は、国籍のみをご記入下さい。

- （４）「婚姻後の夫婦の氏」日本人同士の場合はどちらかにレ点を入れて下さい。

国際結婚の場合は何も印をつけないで下さい。婚姻後の氏を外国人配偶者の氏に変
更を希望される方は別途「外国人との婚姻による氏の変更届」の届出が必要です。

「新しい本籍」現在の本籍地と同じ場合でも必ずご記入下さい。

既に戸籍の筆頭者となっている場合は、空欄となります。

- （５）「同居を始めたとき」日本の年号（平成）でご記入下さい。

- （６）「初婚・再婚の別」該当欄にレ点、離別・死別されている場合は日付を入れて下さい。

- （７）「同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事」該当欄にレ点を入れて
下さい。

- （８）「夫婦の職業」国勢調査の年にお届けされる場合は職業・産業例示表をご参照下さい。

－「その他」婚姻成立日、婚姻挙行方式、婚姻証明書発行元をご記入下さい。

（例）令和元年 5月 15日 ベルギー王国の方式により婚姻成立、ブリュッセル区役
所作成の婚姻証書添付。

－「届出人署名押印」ご署名は必ず、戸籍のとおりに楷書でご署名下さい。

－「届出人の連絡先及び電話番号」日中連絡のつくお電話番号をご記入下さい。

外国人配偶者の「出生証明書」および「国籍証明書」には和訳（要訳）をつけて頂きます。
書式は自由ですが、アルファベットは一切使えませんので、地名、住所、名前等も
すべて日本語（カタカナ表記など）にしてください。右下に、翻訳者氏名：○○○○ と
必ず翻訳された方のご氏名をご記入下さい。